

## 福井県警察柔道、剣道段級審査規程

昭和29年10月30日  
福井県警察本部訓令第14号

改正

昭和31年12月28日本部訓令第19号 昭和41年7月22日本部訓令第15号 平成9年8月18日本部訓令第11号  
平成18年7月31日本部訓令第44号 平成18年9月29日本部訓令第48号 平成24年3月29日本部訓令第11号

福井県警察柔道、剣道段級審査規程に関する訓令を次のように定める。

福井県警察柔道、剣道段級審査規程

(審査の根拠)

第1条 福井県警察に所属する警察職員（以下「警察職員」という。）の柔道、剣道（以下「柔剣道」という。）の段級審査は、この規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

第2条 福井県警察本部に警察柔道及び警察剣道の各段級審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

2 委員会の委員長は警務部長がこれにあたる。

3 委員は次の者をもってあてる。

(1) 柔道、剣道共通の委員

教養課長

警察学校長

(2) 柔道の委員

警察柔道の専任指導官

(3) 剣道の委員

警察剣道の専任指導官

4 委員長は必要により、各審査についてその都度前項以外の者を委員に委嘱することができる。

(委員会の事務)

第4条 委員会の事務は、教養課において処理する。

(段級及び呼称)

第5条 この規程にいう段は、初段から5段まで、級は5級から1級までとする。

2 段級の呼称は、福井県警察柔（剣）道何段（級）とする。

(審査の実施)

第6条 委員会は、毎年2回以上段級の審査を行うものとする。

2 審査の実施期日、場所、審査の方法その他実施上必要な事項はその都度定める。

(審査の制限)

第7条 審査は5段以下とし、成績が優良で、かつ、所属長の推薦した者についてこれを行う。ただし、2段以上5段以下の審査を受ける者については、下位の段位を1年以上経過したものに限る。

(審査の基準)

第8条 審査は、学科、試合及び形とし、別表の基準によって行う。ただし、委員長は審査科目の一部を省略することができる。

(適格者の推薦)

第9条 段級審査適格者の推薦は、段級審査適格者推薦書(様式第1号)によって審査の5日前までに、委員長あてに行うものとする。

(検定の実施報告)

第10条 委員会は、審査を実施したときは、その結果を警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(合格証の授与)

第11条 本部長は審査に合格した者に対し、証(様式第2号)を授与する。

(段級の表示)

第12条 段級の表示は次の通りとする。

- |        |        |     |
|--------|--------|-----|
| (1) 柔道 | 初段以上   | 黒帯  |
|        | 1級2級3級 | 茶帯  |
|        | 4級5級無級 | 白帯  |
| (2) 剣道 | 初段以上   | 黒面紐 |
|        | 1級以下   | 白面紐 |

(段級の取消)

第13条 この規程によって、段級の資格を受けた者がふさわしくない非行があったと認めるときは、その段級を取り消すことができる。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、警察柔道及び剣道の段級を有するものは、この規程の審査に合格したものとみなす。

附 則(昭和31年12月28日警察本部訓令第19号)

この規程は、昭和32年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年7月22日警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和41年8月1日から施行する。

附 則(平成9年8月18日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成18年7月31日警察本部訓令第44号)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成18年9月29日警察本部訓令第48号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

「別記様式省略」